

「公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドライン」の概要

1. ガイドラインの趣旨

- 公益通報者保護法（平成16年6月公布、平成18年4月施行）を踏まえ、**地方公共団体において、内部職員等からの通報及び外部の労働者等からの通報を適切に取り扱うため、各地方公共団体が取り組むことが求められる基本的事項を定めた指針。**
- 地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく「**技術的な助言**」として位置付けられるもの。

2. 策定の経緯

- 「消費者基本計画」（平成27年3月24日閣議決定）に、制度の見直しを含む必要な検討を早急に行うこと等が盛り込まれたことを踏まえ、平成27年6月から「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会」（座長 宇賀克也 東京大学法学部教授）を開催。
- 検討会「最終報告書」（平成28年12月）において、地方公共団体向けのガイドラインの策定が提言されたことを踏まえ、消費者庁においてガイドライン（内部・外部）案を策定し、所要の調整を経た上で、平成29年7月31日に公表。

3. 主な内容

- 通報の放置、不適切な調査、通報に係る秘密の漏えいなど、**地方公共団体における不適切な通報対応を防止し、通報に適切に対応することを促すため、検討会報告書の提言等を踏まえ、以下の事項について規定。**

① 制度の適切な整備・運用

- 国の行政機関向けガイドラインに準拠した適切な取組の推進**
- 一層充実した仕組みを整備・運用することや、地方公共団体の規模等の実情に応じた適切な取組を行うことも可能**
- 各地方公共団体が策定する**条例等に関する通報にも適切に対応**

② 通報窓口の設置促進

- 各地方公共団体における**既存の窓口等の活用**
 - ・内部窓口（職員倫理や労務環境に関する相談窓口等）
 - ・外部窓口（総合窓口、公聴窓口、消費生活センター・消費生活相談窓口等）
- 他の地方公共団体と**連携・協力して事務を行う仕組みの活用**（協議会の設置、機関等の共同設置、事務の委託又は代替執行等）

③ 地方公共団体に対する援助等

- 消費者庁から各地方公共団体に対する必要な援助の実施**（助言、協力、情報の提供等）
- 都道府県から区域内の市区町村に対する必要な援助の実施**（助言、協力、情報の提供等）
- 都道府県による区域内の市区町村間における連絡調整

4. 今後の予定

- 平成29年度以降、各地方公共団体において本ガイドラインを踏まえた内部規程の策定・改正等**を行った上で、制度の整備・改善を順次進めていただくよう働き掛けていく予定。